

総合資産管理分析

ご家族の状況

鈴木 一郎	68歳	男性
鈴木 佳子	63歳	女性

相続発生時期	一次 20 年後	二次 30 年後
--------	----------	----------

ファイナンシャルゴール

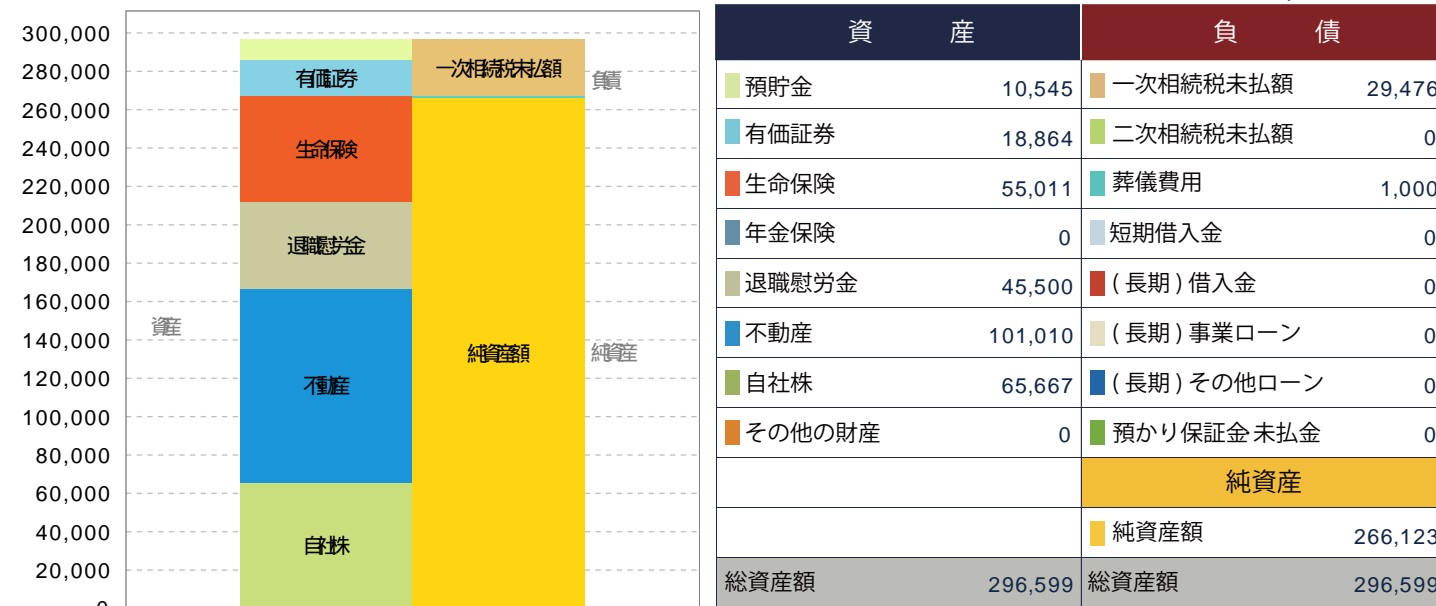
お客様からご回答いただいた財産に係わる目標、ご希望は以下のとおりです。

- 相続税の納税原資を確保したい。
- 相続税の課税価格を軽減して納税額を軽減したい。
- 事業承継(経営の承継、財産の承継)対策を成功させたい。

家計貸借対照表(現状分析) - 資産負債の全体像の把握 -

まず、現在お客様、ご家族が保有されているすべての資産と負債を時価で評価して、可視化し、その全体像を把握しましょう。家計貸借対照表を作成することにより、見えざる負債である一次、二次相続未払金が試算され、将来の納税に対し、準備が必要であることを確認しましょう。

(単位:万円)



将来の相続税の納税が家族全体の金融資産から見て可能か否かを分析します

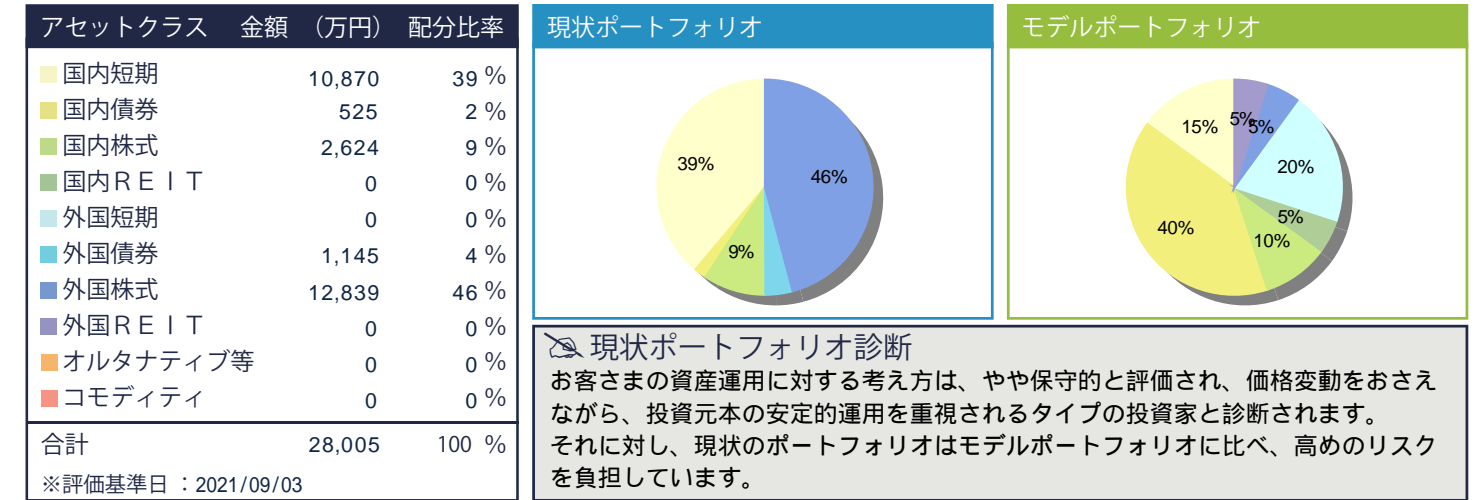
もし今一次相続、二次相続が発生したら預貯金、有価証券、死亡保険金、退職慰労金で相続税が納付可能であることがわかります。

流動比率	426 %	相続税の割合	9.9 %
------	-------	--------	-------

※一次相続税未払額は今一次相続が発生するとすれば、納付することになる相続額の納付予想額です。  
 ※二次相続税未払額は今一次相続が発生し、その直後に二次相続が発生し、法定相続割合で相続する場合の納付予想額です。  
 ※流動比率 (%) ... (預貯金+有価証券+生命保険、年金保険(死亡保険金)+退職慰労金) / (一次相続税未払額+二次相続税未払額+葬儀費用+短期借入金) × 100  
 ※相続の割合 (%) ... (一次相続税未払額+二次相続税未払額) / 総資産額 × 100

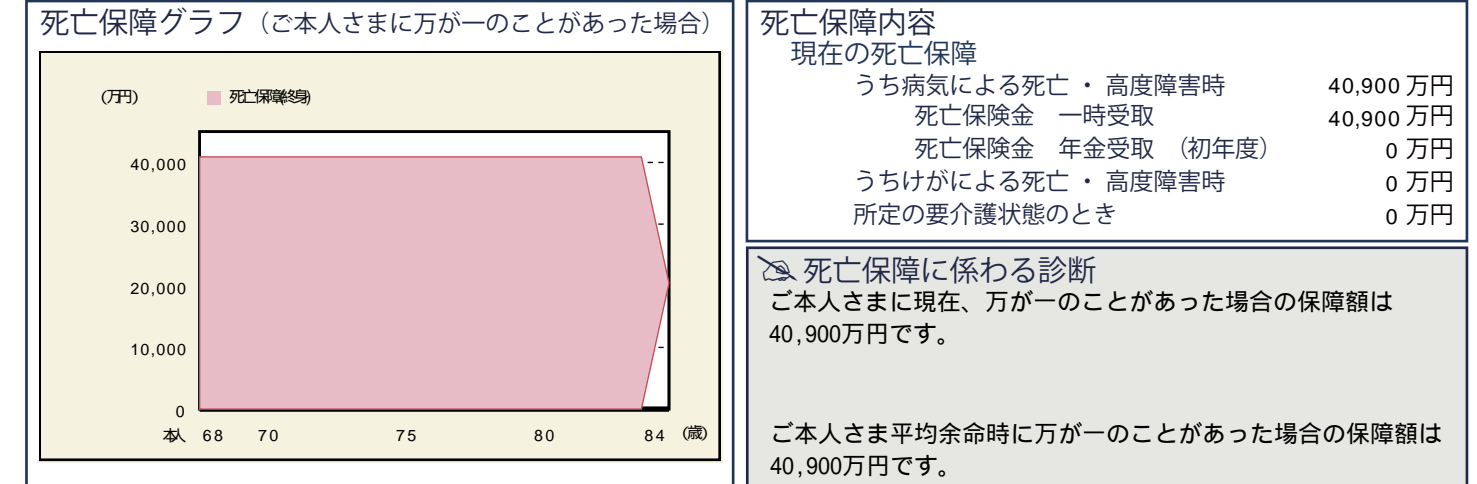
ご家族がお持ちの金融ポートフォリオの分析

お客様がお持ちの預貯金、株式、債券、投資信託を国内外の短期金融資産、株式、債券等のアセットクラスに区分して時価で評価しました。リスク許容度から導かれるモデルポートフォリオとお客様の現在のポートフォリオとの差異を確認しましょう。



生命保険の分析 (死亡保障の推移)

ご本人さまに万が一のことがあった場合、残されたご家族の保障はどうなるのでしょうか。ここでは現在ご契約の生命保険契約に基づき、ご本人さまに万が一のことがあった場合の保障額の推移について分析を行います。



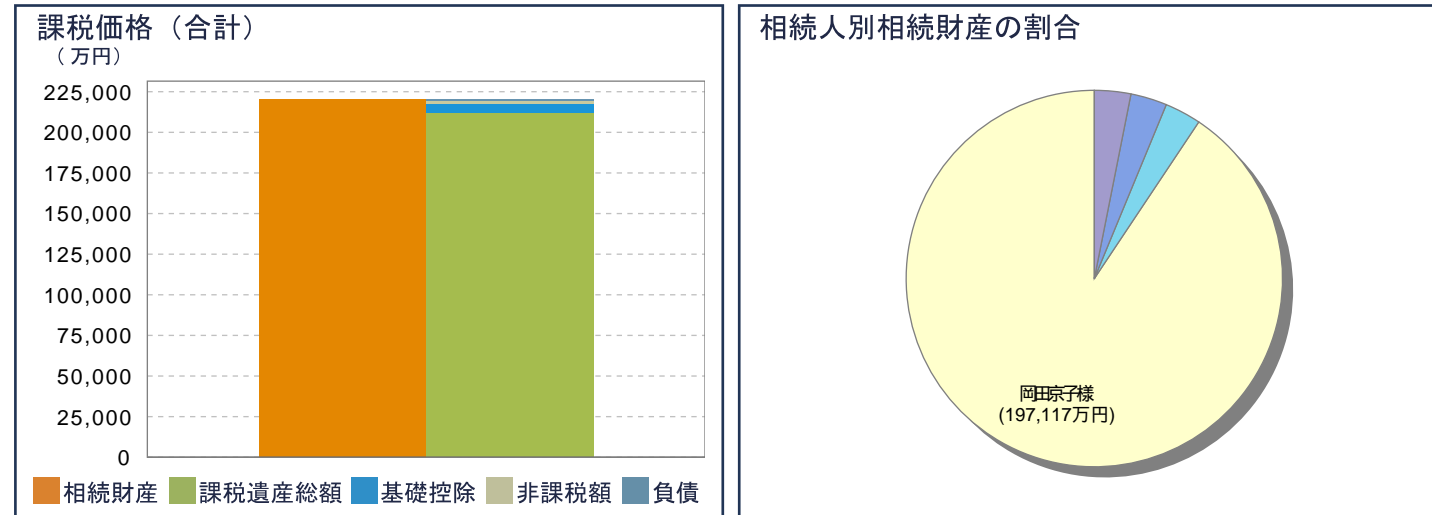
個人年金保険の分析 (老後保障の推移)

総合資産管理分析

▶ 相続財産及び相続税に係る分析 ～一次相続～

一次相続発生時期を 20 年後とした場合

一次相続発生時の課税価格および相続税の試算結果を確認しましょう。

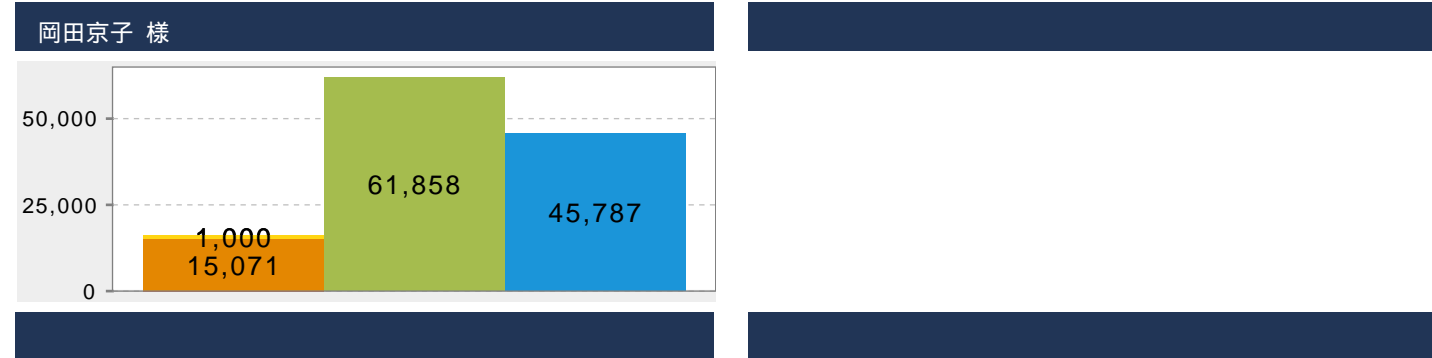


▶ 相続人別納税可能性分析（現状分析）

相続人ごとに相続税の納税が可能か否かを分析します。

お持ちの金融資産で、相続税の納税は可能と予想されます。  
相続人の中に、相続税の納付が困難な方が発生すると予想されます。

納税予想額 納税準備 余剰不足 葬式費用 短期借入金 (単位：万円)



その他合計	
-------	--

▶ お客さまの資産全体に係る診断結果

診断結果はお客さまが現在保有されている資産、保険について留意すべき診断内容を表しています。  
お客さまにご回答いただいたご家族の状況、保有資産の状況に基づいて分析を行い、①金融ポートフォリオ②保険③税務の3つの観点から今後考慮すべき対策をご提案致します。

分析対象	診断結果	ご考慮されるべき対策
金融ポートフォリオ	現在のポートフォリオがお客さまに適切な資産配分案から乖離している可能性があります。	お客様のリスク許容度にあったアセットアロケーションの再設計が必要です。
	外国債券への投資割合が非常に低いと考えられます。	外国債券資産クラスへの分散投資を再度検討されては、いかがでしょうか。
	国内外のREITへの投資割合が非常に低いと考えられます。	国内外へのREITへの分散投資を再度検討されては、いかがでしょうか。
生保・個人年金		
税務	相続人の方の中に、将来相続税の納付で苦慮される可能性が高い方がいらっしゃいます。	今から納税準備対策をご検討されるか、財産分割のあり方を再度ご検討される必要があります。
	財産中の自社株の割合が高く、相続税の納付が重い負担となる可能性があります。	新事業承継税制の特例の適用により、自社株に係る贈与税、相続税の納税猶予、免除により、相続税の納付を大きく軽減できる可能性があります。
	現状では相続税の納付が重い負担となることが予想されます。	お子様、お孫さまに対し、暦年贈与により財産をご家族に分散し、納税を軽減できる可能性があります。

## 1 「一般税制」と「特例税制」の比較

	項目	一般	特例
適用要件	対象株式	2/3が対象	全株が対象
	猶予割合	80%(全体は、2/3×80%=53%)	100%
	贈与パターン	一人の経営者から一人の後継者	複数の株主から3人までの後継者
継続要件	雇用者数	5年平均8割以下で、全額納付	5年平均8割未達でも、猶予継続

## 2 特例を受けるための要件

### ① 会社の要件

次の会社のいずれにも該当しないこと

- 上場会社
- 中小企業者に該当しない会社
- 風俗営業会社、資産管理会社(一定の要件を満たすものを除きます。)
- 総収入金額(営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。)が零の会社、従業員数が零の会社(特例の適用に係る会社の特別関係会社が一定の外国会社に該当する場合には従業員数が5人未満の会社)



### 中小企業要件

当該会社が、中小企業者(会社)<sup>(注)</sup>に該当すること  
(注)「中小企業者」とは、中小企業基本法で定めるもののほか、政令で規定された個別の業種等に係る会社をいいます

業種	資本金	又は	従業員
製造業その他			300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除きます)	3億円以下		900人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
小売業	5,000万円以下		50人以下
サービス業			100人以下
ソフトウェア・情報処理サービス業	3億円以下		300人以下
旅館業	5,000万円以下		200人以下

厳しい基準

### ② 贈与者(先代経営者)の要件

- 会社の代表権を有していたこと
- 贈与時において、会社の代表権を有していないこと(代表取締役辞任直後に株式を贈与)
- 贈与の直前において、贈与者及び贈与者と特別の関係がある者で総議決権の50%超の議決権数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと



### ③ 受贈者(後継者)の要件

- 会社の代表権を有していること(3人まで)
- 20歳以上であること
- 役員等の就任から3年以上を経過していること
- 後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること
- 上記に加えて、議決権数10%以上を有する者



### ④ 担保提供

納税が猶予される贈与税額、相続税額、及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

(注)特例の適用を受ける非上場株式等を全ての担保として提供した場合には、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。

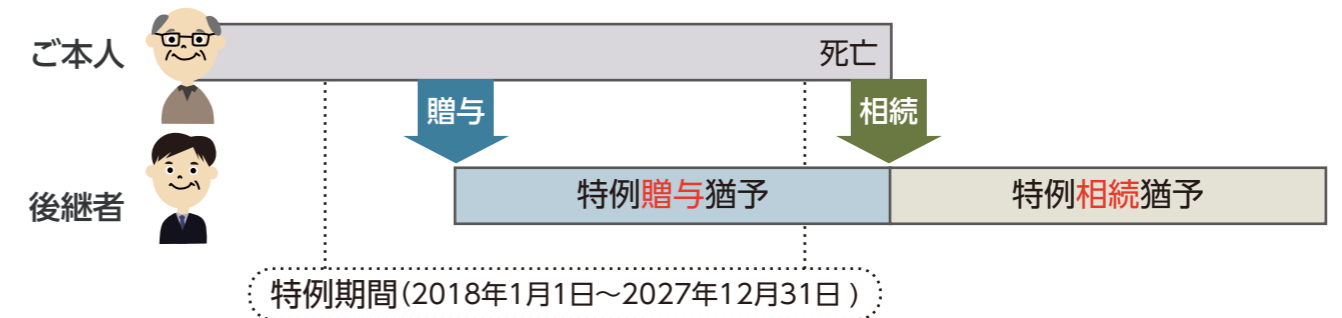
## 3 特例承認計画

経営革新等支援機関の指導のもと、「特例承認計画」を作成し、知事に提出し認定を受ける。5年間の提出期間が定められている。



## 4 特例を受ける一般的なパターン

特例期間(2018年1月1日～2027年12月31日)に贈与・相続があれば、特例の対象となる。



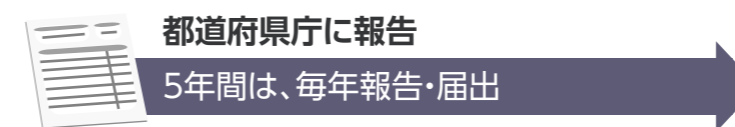
## 5 事業の継続要件

贈与税・相続税の納税猶予の適用開始から、5年間は厳しい事業継続要件がある。

- 代表者であること。
- 雇用の8割以上を5年平均で維持。
- 贈与・相続した株式を継続保有。

雇用の8割を維持できない場合、その理由記した書類等を都道府県に提出することにより納税猶予継続。M&Aや解散の場合、再計算による税額の減免。

## 6 適用を受けた後の報告義務





## 1 財産債務調書の提出

内国税の適正な課税の確保を図るための  
国外送金等に係る調書の提出等に関する法律 第六条の二

提出基準：「所得金額が2,000万円超」かつ「財産価額3億円以上または有価証券等の価額1億円以上」  
記載内容：財産の種類・数量・価額、債務の金額と、所在・有価証券の銘柄・取得価額等。  
提出期限：その年の翌年の3月15日。

## 2 結婚・子育て資金の一括贈与

租税特別措置法 七十条の二の三

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの措置。親・祖父母(贈与者)は、金融機関に子・孫(20歳以上50歳未満。受贈者)名義の口座等を開設し、結婚・子育て資金を一括拠出。子・孫ごとに1,000万円までを非課税とする。贈与者死亡時の残高を相続財産に加算する。受贈者が50歳に達する日に口座は終了。使い残しについては、贈与税を課税。

## 3 相続税の基礎控除

相法15条

$$\text{基礎控除額} = 3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人}$$

## 4 相続税の税率

相法16条

法定相続に基づく取得金額	税率	控除額
～ 1,000万円以下	10%	—
1,000万円超 ～ 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 ～ 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 ～ 1億円以下	30%	700万円
1億円超 ～ 2億円以下	40%	1,700万円
2億円超 ～ 3億円以下	45%	2,700万円
3億円超 ～ 6億円以下	50%	4,200万円
6億円超 ～	55%	7,200万円

## 5 小規模宅地等の特例

租特法69条の四

限度面積			A・B 完全併用可能
A	事業用	400㎡	
B	住居用	330㎡	
C	貸付用	200㎡	
限定併用の調整式			AB・C 限定併用

$$A \times 200 / 400 + B \times 200 / 330 + C \leq 200\text{㎡}$$

## 6 民法相続法の改正

第六条の二

2018年に民法相続法が改正されました。1980年に改正されて以来、大きな改正です。主な内容は、以下の通りです。

### 6-1 配偶者居住権の創設 民法1028条

配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合に、配偶者は、遺産分割において配偶者居住権を取得することにより、終身又は一定期間、の建物に無償で居住することができるようになります。

### 6-2 預貯金の払い戻し制度の創設 民法909条の2

預貯金が遺産分割の対象となる場合に、各相続人は、遺産分割が終わる前でも、一定の範囲で預貯金の払い戻しを受けることができるようになります。

### 6-3 自筆証書遺言の方式緩和 民法968条2項

自筆証書遺言についても財産目録については手書きで作成する必要がなくなります。もっとも、財産目録の各頁に署名押印をする必要があります。また、法務局に遺言書の保管を申請することができます。

### 6-4 遺留分制度の見直し 民法1046条第1項等

遺留分を侵害された者は、遺贈や贈与を受けた者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の請求をすることができるようになります。遺贈や贈与を受けた者が金銭を直ちに準備することができない場合には、裁判所に対し、支払期限の猶予を求めることができます。

## 7 贈与税の税率

相法21条の七

贈与財産は、特例贈与財産と一般贈与財産に分かれます。

特例贈与財産・・・20歳以上の子や孫が直系尊属(両親や祖父母)から贈与を受けた場合  
一般贈与財産・・・特例贈与財産以外の場合

基礎控除後の課税価格	特例贈与財産 特例税率		一般贈与財産 一般税率	
	税率	控除額	税率	控除額
～ 200万円以下	10%	—	10%	—
200万円超 ～ 300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
300万円超 ～ 400万円以下			20%	25万円
400万円超 ～ 600万円以下	20%	30万円	30%	65万円
600万円超 ～ 1,000万円以下	30%	90万円	40%	125万円
1,000万円超 ～ 1,500万円以下	40%	190万円	45%	175万円
1,500万円超 ～ 3,000万円以下	45%	265万円	50%	250万円
3,000万円超 ～ 4,500万円以下	50%	415万円	55%	400万円
4,500万円超	55%	640万円		



## 一次相続における保有財産明細

1/2

資産名等	備考	評価額	相続人					
			鈴木 佳子	鈴木 次郎	田中 春子	吉田 明子		
(現預金)								
普通預金	国内短期	103,454,932	77,591,199	8,621,244	8,621,244	8,621,244		
小計		103,454,932	77,591,199	8,621,244	8,621,244	8,621,244		
(有価証券)								
日興アクティブバリュー	国内株式	20,480,777	15,360,582	1,706,731	1,706,731	1,706,731		
エマージング・ソブリン・オープン(資産成長型)	外国債券	3,196,074	2,397,055	266,339	266,339	266,339		
みずほUSハイイールドオープン(年1回決算型)為替ヘッジあり	外国債券	2,685,054	2,013,790	223,754	223,754	223,754		
ニッセイ/コムジェスト新興国成長株ファンド Aコース限定為替ヘッジ(野村SMA・EW向け)	外国株式	21,840,587	16,380,440	1,820,048	1,820,048	1,820,048		
朝日Nvest グローバル バリュー株オープン	外国株式	42,631,604	31,973,703	3,552,633	3,552,633	3,552,633		
キャピタル世界株式ファンド	外国株式	35,340,185	26,505,138	2,945,015	2,945,015	2,945,015		
キャピタル世界株式ファンド(限定為替ヘッジ)	外国株式	21,673,399	16,255,049	1,806,116	1,806,116	1,806,116		
ピクテ・アセット・アロケーション・ファンド(1年決算型)	バランス	24,881,531	18,661,148	2,073,460	2,073,460	2,073,460		
小計		172,729,211	129,546,908	14,394,100	14,394,100	14,394,100		
(生命保険)								
		200,000,000	200,000,000					
		27,822,500	27,822,500					
	ソニー生命保険株式会社	33,387,000	33,387,000					
	ソニー生命保険株式会社	150,241,500	150,241,500					
小計		411,451,000	411,451,000	0	0	0		
(死亡退職金)								
		265,000,000	265,000,000					
小計		265,000,000	265,000,000	0	0	0		
(土地)								
千代田区	19.62㎡	40,024,800	40,024,800					
千代田区	190.66㎡	295,599,264	295,599,264					
銀座	224.46㎡	134,002,620	134,002,620					
銀座	161.73㎡	96,552,810	96,552,810					
銀座	58.73㎡	255,951,213	255,951,213					
口サンゼルス	581.00㎡	40,115,086	40,115,086					
小計		862,245,793	862,245,793	0	0	0		
(建物)								
千代田区	816.75㎡	61,071,415	61,071,415					
千代田区	84.07㎡	8,980,321	8,980,321					
銀座	98.37㎡	3,800,230	3,800,230					

一次相続における保有財産明細

2/2

資産名等	備考	評価額	相続人					
			鈴木 佳子	鈴木 次郎	田中 春子	吉田 明子		
ロサンゼルス	232.00㎡	74,010,338	74,010,338					
小計		147,862,304	147,862,304	0	0	0		
(自社株)								
		538,469,400	403,852,050	44,872,450	44,872,450	44,872,450		
小計		538,469,400	403,852,050	44,872,450	44,872,450	44,872,450		
財産合計		2,501,212,640	2,297,549,254	67,887,795	67,887,795	67,887,795		
(葬儀費用)								
葬儀費用		10,000,000	10,000,000					
小計		10,000,000	10,000,000	0	0	0		
負債合計		10,000,000	10,000,000	0	0	0		
生命保険非課税額		20,000,000	20,000,000					
死亡退職金非課税額		20,000,000	20,000,000					
非課税額合計		40,000,000	40,000,000	0	0	0		
課税価格		2,451,210,000	2,247,549,000	67,887,000	67,887,000	67,887,000		
相続割合			91.69%	2.77%	2.77%	2.77%		
基礎控除		54,000,000						
課税遺産総額		2,397,210,000						
相続税額		1,105,566,000	1,013,709,049	30,618,984	30,618,984	30,618,984		
税額加算		18,371,388	0	6,123,796	6,123,796	6,123,796		
税額控除		829,174,500	829,174,500	0	0	0		
納付税額		294,760,000	184,534,000	36,742,000	36,742,000	36,742,000		

二次相続における保有財産明細

1/2

資産名等	備考	配偶者財産	評価額	相続人			
				鈴木 次郎	田中 春子	吉田 明子	
(現預金)							
普通預金	国内短期		60,508,455				
普通預金	国内短期	○	2,000,000				
小計			62,508,455	0	0	0	
(有価証券)							
日興アクティブバリュー	国内株式		11,978,744				
日興アクティブバリュー	国内株式	○	1,267,082				
エマージング・ソブリン・オープン(資産成長型)	外国債券		1,869,312				
エマージング・ソブリン・オープン(資産成長型)	外国債券	○	717,153				
ピムコ世界債券戦略ファンド(年1回決算型) Cコース(為替ヘッジあり)	外国債券	○	1,174,826				
みずほUSハイイールドオープン(年1回決算型) 為替ヘッジあり	外国債券		1,570,427				
みずほUSハイイールドオープン(年1回決算型) 為替ヘッジあり	外国債券	○	604,145				
ニッセイ/コムジェスト新興国成長株ファンド Aコース限定為替ヘッジ(野村SMA・EW向け)	外国株式		12,774,066				
ニッセイ/コムジェスト新興国成長株ファンド Aコース限定為替ヘッジ(野村SMA・EW向け)	外国株式	○	1,359,461				
朝日Nvest グローバル バリュー株オープン	外国株式		24,934,263				
朝日Nvest グローバル バリュー株オープン	外国株式	○	4,491,115				
キャピタル世界株式ファンド	外国株式		20,669,677				
キャピタル世界株式ファンド	外国株式	○	6,303,278				
キャピタル世界株式ファンド(限定為替ヘッジ)	外国株式		12,676,282				
ビクテ・アセット・アロケーション・ファンド(1年決算型)	バランス		14,552,646				
小計			116,942,477	0	0	0	
(生命保険)							
			155,967,316				
			21,697,003				
	ソニー生命保険株式会社		26,036,404				
	ソニー生命保険株式会社		117,163,817				
		○	89,032,000				
		○	49,635,340				
小計			459,531,880	0	0	0	



二次相続における保有財産明細

2/2

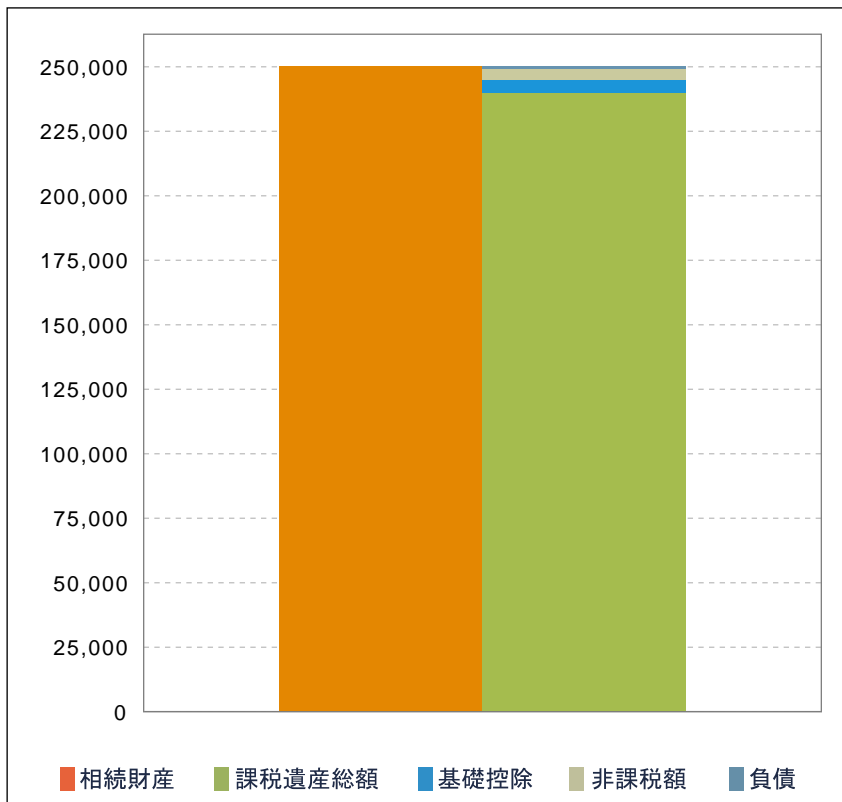
資産名等	備考	配偶者財産	評価額	相続人			
				鈴木 次郎	田中 春子	吉田 明子	
(死亡退職金)							
			206,656,694				
		○	190,000,000				
小計			396,656,694	0	0	0	
(土地)							
千代田区	19.62㎡		40,024,800				
千代田区	190.66㎡		295,599,264				
銀座	224.46㎡		134,002,620				
銀座	161.73㎡		96,552,810				
銀座	58.73㎡		255,951,213				
ロサンゼルス	581.00㎡		40,115,086				
小計			862,245,793	0	0	0	
(建物)							
千代田区	816.75㎡		61,071,415				
千代田区	84.07㎡		8,980,321				
銀座	98.37㎡		3,800,230				
ロサンゼルス	232.00㎡		74,010,338				
小計			147,862,304	0	0	0	
(自社株)							
			403,852,050				
		○	118,200,600				
小計			522,052,650	0	0	0	
財産合計			2,567,800,253	0	0	0	
(葬儀費用)							
葬儀費用			0				
小計			0	0	0	0	
負債合計			0	0	0	0	
生命保険非課税額			0				
死亡退職金非課税額			0				
非課税額合計			0	0	0	0	
課税価格			0	0	0	0	
相続割合							
基礎控除			30,000,000				
課税遺産総額			0				
相続税額			0	0	0	0	
税額加算			0	0	0	0	
税額控除			0	0	0	0	
納付税額			0	0	0	0	

### 最適贈与額分析

#### ▶ご家族の情報（ご本人様＋法定相続人）

鈴木 一郎	68歳	男性	田中 春子	66歳	女性
鈴木 佳子	63歳	女性	吉田 明子	64歳	女性
鈴木 次郎	58歳	男性			

#### ▶お客様の資産状況



#### ▶贈与計画の内容

贈与を受ける人数	贈与期間	適用される贈与税	配偶者の相続割合	法定相続人
1人	3年	一般税率	91.69%	4人

適用される贈与税について、平成27年1月1日より、直系尊属※1から贈与により財産を取得した受贈者については「特例税率※2」が適用されます。それ以外の場合は、「一般税率」が適用されます。

※1 直系尊属とは、自分より上の世代の直系親族。父母や祖父母など。 ※2 贈与を受けた年の1月1日時点で20歳以上の受贈者の場合に適用。

最適贈与額計算における前提条件は以下の通りです。

- ※ 最適贈与額の計算は、暦年贈与のみを分析対象としています。贈与可能な金額は、課税遺産総額を限度としています。
- ※ 贈与税率には、「一般税率」と「特例税率」のいずれかが適用されます。なお、贈与期間中において税率は変更がないものとしています。
- ※ 贈与期間が終了した時点で相続が発生するものとしています。二次相続については、分析の対象外です。
- ※ 贈与に伴う資金流出以外の課税価格の変動は、考慮していません。
- ※ 相続税の計算においては、配偶者控除以外の税額加算・税額控除は対象としていません。

#### ▶最適贈与額の分析結果

最適贈与額は **310万円**です。

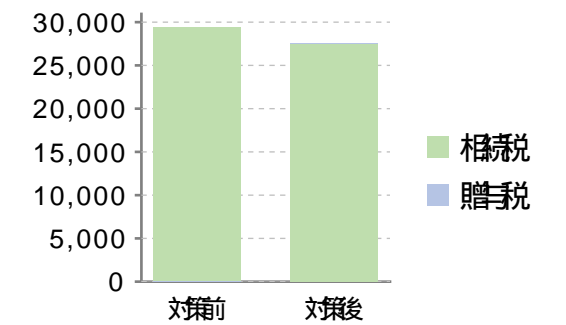
1人の方に 一人当たり年間 **310万円**、合計 **310万円**を  
3年間贈与すると、納税額は **1,895万円**軽減されます。

毎年、一人当たりの贈与税額は **20万円**、合計 **20万円**です。

#### ▶納税額の比較

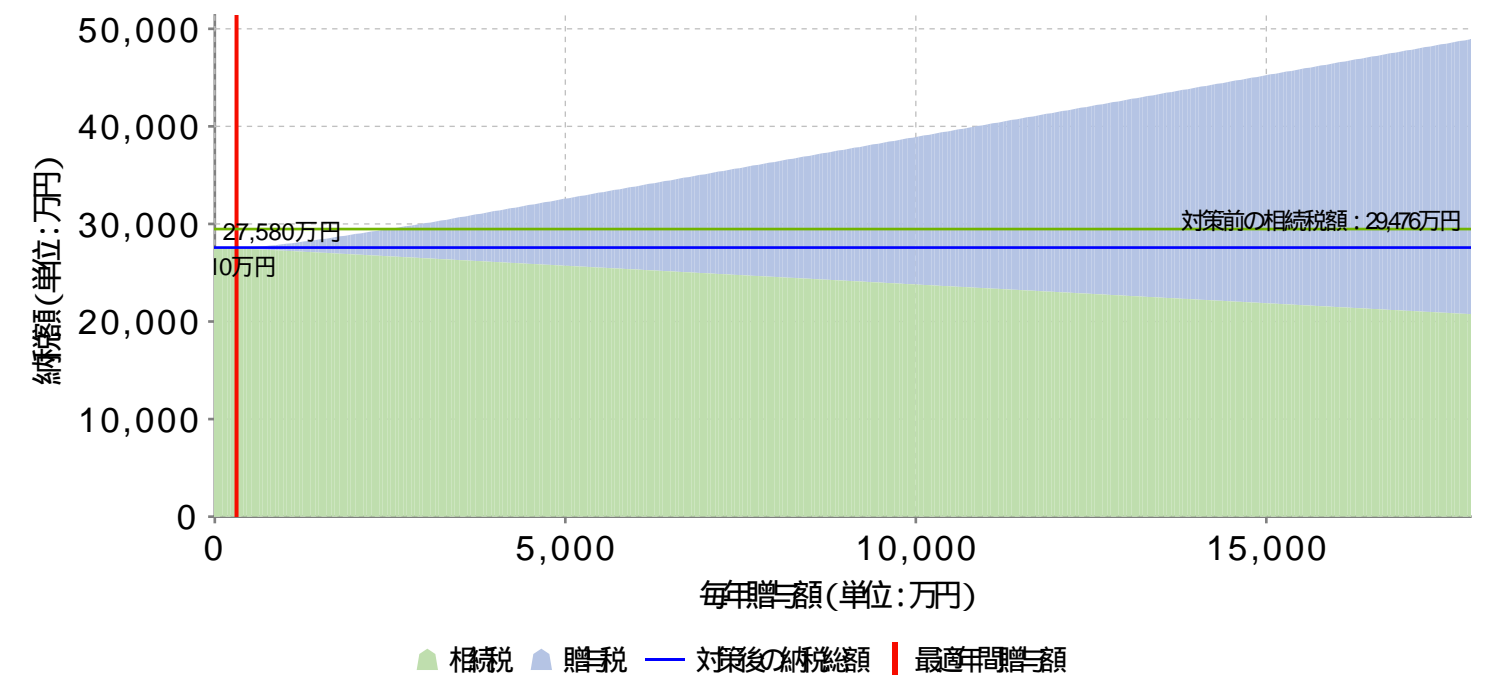
最適贈与額対策前後の納税額を確認しましょう。

	贈与対策前	贈与対策後	差額
相続税	29,476	27,520	1,955
贈与税	0	60	-60
<b>合計</b>	<b>29,476</b>	<b>27,580</b>	<b>1,895</b>



#### ▶最適贈与額対策の効果

最適贈与額対策における効果は以下の通りです。



鈴木 一郎 様

## ご利用にあたってのご注意

- このシミュレーションは、信頼できると判断された出所から入手した各種統計データなどを使用し、一定の前提のもとで算出したものであり、その正確性・確実性を保証するものではありません。
- このシミュレーションにおけるモデルポートフォリオは、各アセットクラスの主要なインデックスの過去の実績および現在の状況等を参考に推計した値（期待収益率、標準偏差、相関係数）を用いていますが、これらの推計データに基づく将来の運用予測はあくまでも投資判断における目安に過ぎず、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- このシミュレーションにおいて表示されるモデルポートフォリオは、お客様のリスク許容度、投資期間等を基に株式会社キャピタル・アセット・プランニング独自の分類に従って算出された参考情報です。この結果によって特定の金融商品を推奨するものではありません。投資に関する最終決定はご自身でなさるようお願いいたします。
- シミュレーション結果、分析結果はあくまでも予想値であり、将来の運用成果を保証するものではありません。運用状況によっては元本割れのリスクもあります。なお、運用予測の数値には手数料、諸費用は考慮していません。
- ご検討にあたっては、必ず当該商品の「パンフレット」、「商品説明書」、「預金規定」、「ご契約のしおり・約款」、「契約概要」、「注意喚起情報」、「特別勘定のしおり」、「目論見書」をあわせてご覧下さい。また、お客様が現在の資産構成を修正するために投資信託等の金融商品の購入、解約等を行う場合は、各種手数料等の費用を支払う必要と、当該金融商品への投資にかかる損失が確定される場合があることもご考慮下さい。
- このシミュレーションにおける自社株の評価は、被相続人の保有する株式の全てを一人の相続人が相続したと仮定して株価を計算しています。株式の評価方法の判定においては、被相続人の議決権割合等で判定を行っています。
- 本シミュレーションは株式会社キャピタル・アセット・プランニングが著作権を保有しております。許可なく、転用・販売することを固く禁じます。
- 本シミュレーションの資産分析、保険分析、税務分析の結果については、ファイナンシャルプランナー、税理士等の専門家にご相談下さい。尚、本システムで作成した資料については、税務申告に利用することは出来ません。

## INDEX

各アセットクラスのリスク・リターン・相関係数および過去の実績数値に利用している指数です。

### 【インデックス（指数名）】

国内短期	無担保コールレート・O/N 月平均/金利	日本銀行	2003年4月 ~ 2020年3月
国内債券	リフィニティブ国内債券インデックス *1	リフィニティブ	2003年4月 ~ 2020年3月
国内株式	TOPIX配当込み指数	東京証券取引所	2003年4月 ~ 2020年3月
外国短期	フェデラルファンズ(FF)・レート 月平均金利	FRB(米国連邦準備制度理事会)	2003年4月 ~ 2020年3月
外国債券	リフィニティブ外国債券インデックス(除く日本、円ベース、ヘッジ無し) *1	リフィニティブ	2003年4月 ~ 2020年3月
外国株式	MSCI KOKUSAI (WORLD EX JAPAN) *2	MSCI	2003年4月 ~ 2020年3月
国内 REIT	東証REIT指数(配当込み指数)	東京証券取引所	2003年4月 ~ 2020年3月
外国 REIT	MSCI World /REITs *2	MSCI	2003年4月 ~ 2020年3月
コモディティ	Reuters/Jefferies-CRB(Commodity Research Bureau) INDEX	Commodity Research Bureau	2003年4月 ~ 2020年3月
ヘッジファンド	TremontヘッジファンドIDX	CreditSuisse	2003年4月 ~ 2020年3月

\*1 リフィニティブ国内債券インデックスとリフィニティブ外国債券インデックスは、リフィニティブ債券インデックスを(株)キャンピタル・アセット・プランニングが加工したものです。

\*2 MSCI指数については、(株)キャンピタル・アセット・プランニングが円ベースの利回りを計算します。